

学 則

第1章 総 則

第 1 条 この学則は、山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月1日教育委員会規則第3号、以下「管理運営規則」という）第2条の規定に基づいて制定するものである。

第 2 条 本校は山形県立米沢工業高等学校と称し、高等普通教育及び工業に関する専門教育を施すことを目的とする。

第 3 条 本校に次の課程及び学科を置く。

(1) 全日制の課程 機械科・生産デザイン科 電気情報科
建築科・環境工学科 以上5学科

(2) 定時制の課程 産業科

(3) 専攻科 生産情報科

第 4 条 修業年限及び入学定員は次のとおりとする。

(1) 修業年限

(イ) 全日制の課程 3年

(ロ) 定時制の課程 4年（単位制）

(ハ) 専攻科 1年又は2年

(2) 入学定員は管理運営規則第3条別表第1及び別表第2による。

第 5 条 本校の職員組織は、管理運営規則第7章の規定による。

第2章 学年、学期及び休業日

第 6 条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 7 条 学年を分けて、次の学期とする。

(1) 全日制の課程

(イ) 第1学期 4月1日から7月31日まで

(ロ) 第2学期 8月1日から12月31日まで

(ハ) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(2) 定時制の課程

(イ) 第1学期 4月1日から9月30日まで

(ロ) 第2学期 10月1日から3月31日まで

第 8 条 休業日は、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日のほか、次のとおりとする。ただし、定時制の課程については、教育長の承認を得てこれによらないことができる。

(1) 学年始休業日

(2) 夏季休業日

(3) 冬季休業日

(4) 学年末休業日

2 前各号の休業日は校長が定める。

3 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、教育長の承認を得て第1項に規定する休業日のほかに休業日を設け、又は休業日に授業を行なうことができる。

第3章 教育課程及び授業日数

第9条 本校の教育課程は別に定める。

第10条 本校の授業日数、時間数及び授業終始の時刻は、別に定める。

第4章 単位の修得及び卒業の認定

第11条 教科科目、及び総合的な学習の時間の単位修得は、平素の成績を評価して校長がこれを認定する。

第12条 卒業は本校の定めた所定の全課程を修了したと認めた者について校長がこれを認定する。

第13条 卒業を認めた者に対し、校長は規定による卒業証書を授与する。

2 専攻科を修了したと認めた者に対し、校長は修了証書を授与する。

第5章 入学、休学、留学、転学及び退学

第14条 第1学年に入学することができる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は管理運営規則第37条の各号の一に該当する者とする。

2 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校又は、中等教育学校を卒業した者

(2) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力が認められた者

第15条 校長は、入学を志願した者について選抜により入学を許可する。

2 前項の選抜は、山形県教育委員会が定めるところにより行う。

第16条 入学志願者は、入学願書及び出身学校長の作成した調査書並びに受験料を添え、出身学校長を経由して提出しなければならない。

2 定時制の課程の成人入学志願者は、中学校の卒業証書をもって調査書に代えるものとする。

3 専攻科の入学志願者は、入学願書、履歴書、身上書、出身高等学の調査書並びに健康診断書に受験料を添えて提出しなければならない。

第17条 第2学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、校長が当該学年又は年次に在学する者と同等以上の学力があると認めた者とする。

第18条 生徒を入学させる時期は、学年の始めから30日以内とする。

第19条 入学を許可された者は、保護者連署の誓約書に住民票抄本及び入学料を添え、入学を許可された日から20日以内に校長に提出しなければならない。

2 保護者の氏名、住所などに変更があった場合は、保護者連署の誓約書に住民票抄本を添え、遅滞なく校長に届け出なければならない。

第20条 保護者は学校に対して生徒に関する一切の責任を負うことのできる者とし、その順位は次の各号の順序とする。

(1) 親権者

(2) 後見人

(3) その他、校長が適当と認める者

第21条 生徒は、病気その他やむを得ない理由により2箇月以上出席できないとき、又は退学しようとするときは、その理由を付し、保護者が連署のうえ休学（退学）願を提出し、校長の許可を受けなければならない。ただし、病気のため休学しようとする場合には、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間は引き続き2年以内とする。

第22条 休学中の者が復学しようとするときは、その事由を付し、保護者が連署のうえ校長に願い出
学則

なければならない。

第23条 生徒は、他の学校に転学又は他の課程に転籍しようとするときは、転学（転籍）願書に保護者が連署して校長に願い出なければならない。

第24条 第19条から第23条までの規定において、成人については保護者を保証人（学校に対して本人の金銭上の責任を保証する人）に読み替えるものとする。

第6章 授業料、その他の諸納付金

第25条 授業料、その他学校で定めた諸納付金は、毎月所定の日まで納付しなければならない。

2 校長は、授業料を正当の理由なく納入しない生徒に対しては、その登校を停止することができる。

第7章 賞 罰

第26条 校長は、教育上必要と認めるときは、生徒を表彰することができる。

第27条 校長は、教育上必要と認めるときは、生徒に懲戒を行うことができる。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

第28条 校長は、次の各号の一に該当する者に対して退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第8章 補 則

第29条 この学則施行に関し、必要な事項は校長が別にこれを定める。

附 則

- 1 この学則は、昭和29年4月1日に制定し施行する。
- 2 昭和60年4月1日 第2条及び第3条(1)と(2)の一部を改訂し、施行する。
- 3 昭和61年4月1日 第3条の一部を改訂し施行する。
- 4 昭和63年4月1日 第3条の一部を改訂し施行する。
- 5 平成3年4月1日 第3条の一部を改訂し施行する。
- 6 平成5年4月1日 第8条の一部を改訂し施行する。
- 7 平成7年4月1日 第8条の一部を改訂し施行する。
- 8 平成8年4月1日 第3条、第7条及び第12条の一部を改訂し施行する。
- 9 平成11年4月1日 第3条及び第16条の一部を改訂し施行する。
- 10 平成14年4月1日 第8条の一部を改訂し施行する。
- 11 平成15年4月1日 第3条、第4条、第7条、第11条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条及び第24条の一部を改訂し施行する。
- 12 平成17年4月1日 第3条、第4条の一部を改訂し施行する。
- 13 平成20年4月1日 第3条の一部を改訂、第21条の2を追加し施行する。
- 14 平成22年4月1日 第7条、第8条、第25条の一部を改訂し施行する。
- 15 平成28年4月1日 第3条の一部を改訂し施行する。
- 16 平成30年4月1日 第3条の一部を改訂し施行する。

生徒心得

第1章 修 学

第1条 生徒は本校で定めた教育課程により教科・科目を履修しなければならない。

第2条 生徒は本校で定めた教科書を使用し、学校に必要な学用品を用意し、修学のため必要な事項に関し学級担任および教科担任から指示を受けた場合にはこれに従わなければならない。

第3条 生徒が各教科・科目の単位を修得するためには、次の条件を必要とする。

- (1) 各教科において年間の出席時数が授業時数の4分の3以上であること。
- (2) その教科の学年評定が2以上であること。

第4条 生徒がその学年において出席すべき日数の3分の2以上出席しなければ、その学年を修了することができない。

第5条 生徒が本校を卒業するためには、次の条件に該当することを要する。

- (1) 在学期間中に学校規定の単位を修得すること

第2章 登下校、通学、欠席

第6条 登下校時、通学および欠席について次の事項を守らなければならない。

- (1) 登校は8時35分までとする。
- (2) 生徒は特別の事情がない限り、保護者のもとから通学することを原則とする。保護者がその住所を変更した場合には、ただちに学級担任を通して校長に届け出なければならない。

第7条 生徒が保護者のもとから通学できない事情があつて、別に居所を求めるとき（下宿する場合等）は、事情を述べて、学級担任を通して校長に届け出なければならない。校長は前記の居所が教育上不適当と認めた場合にはその変更を求めることができる。

第8条 生徒が病気または事故のため出席できないときは、保護者は学級担任を通して校長に届け出なければならない。病気のため引続き10日以上欠席する場合は、医師の診断書を添

付しなければならない。

第9条 生徒が病気その他やむを得ない理由によって2ヶ月以上出席しがたいときは、あらかじめその期間を定めて保護者連署をもって校長に休学を願い出ることができる。病気のため休学を願い出の場合は医師の診断書を添付しなければならない。休学の期間は、引き続き2ヶ年以内とする。

上記の理由を正当と認めたときは、校長はこれを許可する。休学期間が満了して登校する場合は、復学願を学級担任を通して校長に提出しなければならない。

第10条 生徒が止むを得ぬ事故のため遅刻した場合には、速やかに学級担任に届け出なければならない。生徒が欠席、または欠課、早退しなければならない場合は、速やかに学級担任に届け出なければならない。

第11条 生徒の忌引は次の通りとする。生徒が忌引するときは、次の日数内において保護者連署の上、学級担任を通して校長に届け出なければならない。

- (1) 父母死亡7日（年忌1日）
- (2) 祖父母兄弟姉妹の死亡3日
- (3) 同一世帯の親族の死亡1日
- (4) その他3親等までの人の死亡1日

第3章 服 装

第12条 服装などについては次の通り定める。

- 1. 本校の生徒の制服は学校指定のものとする。その他については、服装の図参照のこと。
- 2. 夏服装の期間は、6月1日より9月30日までとする。但し移行期に準備期間を設けることもある。
- 3. 履物 通常の履物は、靴かシューズとする。校内上履は学校指定のズックとし、靴紐

は色別に定めた類別のものとする。

4. 通学カバン 機能的で安全なカバンを携行する。

第13条 髪型は端正なものとし、パーマ・カール等の加工はしない。

<頭髪等>

- ※ 後襟にかからないこと。カラーが見えること。(男子)
- ※ 耳がかくれないこと。(男子)
- ※ ほほにかからないこと。(女子)
- ※ パーマ、カール、染髪、脱色など人工的な加工は認めない。
- ※ 化粧、マニキュア、アクセサリ、ピアス等は認めない。

●男子の服装

- ※ 本校指定の制服で（スラックス・上衣）学校指定のボタンをつけること。
(左に類章、校章)
- ※ バッジの色は、えんじ色、紺色、緑色とする。
- ※ 基本服装期間に制服の下に衣類を着用する場合は、原則として指定のカーディガンを着用すること。
- ※ 移行期間は、指定のカーディガンを上衣として着用することができる。

<夏服装>

- ※ 上衣は指定の半袖又は長袖Yシャツ、ズボンは指定のスラックス（ワンタックのストレート型で両脇ステッチ入り）を着用すること。
ベルト…2.5cm～4cm、色は黒、茶系で統一。
- ※ ソックスは白、黒、灰色、濃紺の単色であること。

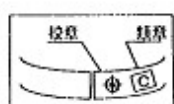
●女子の服装

- ※ 本校指定の制服（ジャケット、冬スカート〈12ヒダ〉又はスラックス・ネクタイ）を着用すること。
- ※ スカート丈は膝頭の範囲とする。

- ※ ブラウスは指定の縦襟の白ブラウスとする。
- ※ ストッキングの色は黒、グレー、肌色のいずれかとする。
- ※ ジャケットの左胸には必ず類のイニシャルが入ったエンブレムをつけるものとする。
- ※ エンブレムの色は、えんじ色、紺色、緑色とする。
- ※ ネクタイは、指定の紺の無地、グリーンのストライプ、えんじのストライプのいずれかを着用し、式典の際も同様とする。
- ※ ソックスの色は男子と同じでスクールソックス・ワンポイント、2本のラインのみ許可する。
- ※ 基本服装期間に制服の下に衣類を着用する場合は、原則として指定のカーディガンを着用すること。
- ※ 移行期間は、指定のカーディガンを上衣として着用することができる。
- ※ 指定スラックスは、基本服装期間に着用することを認める。但し原則として式典時にはスカート着用とする。

<夏服装>

- ※ 本校指定の制服（夏スカート〈24ヒダ〉又はスラックス、ベスト）を着用すること。
- ※ スカート丈は、膝頭の範囲とする。
- ※ ベストは、指定の襟付ベスト、指定ブラウス、ノーネクタイとする。
- ※ ベストには左胸にエンブレムを付けること。



バッジの色	
1年	えんじ色
2年	紺色
3年	緑色

(H24年度現在 年度毎色をローテーションする)

<基本服装>



<夏期服装>



<移行服装>



第4章 礼 儀

第14条 高校生としての自覚を持ち、礼儀を重んじ挨拶の励行に努めること。

第5章 校内生活および校外活動

第15条 生徒は校舎、校具を重んじ清潔整頓に注意しなければならない。

第16条 生徒が規定の場所または登校日以外の日到校舎、校具を使用するときは、学級担任または所属する部の顧問に申し出て許可を得なければならない。この場合使用者はその物件に関して責任を負わなければならない。

第17条 生徒が校舎、校具を破損した場合は関係職員に申し出、その指示に従わなければならない。

第18条 生徒は在校時間中は校外に出ることはできない。もしやむを得ず外出するときは、学級担任の許可を受けなければならない。

第19条 生徒間において学校の指定した以外の集会、宣伝・掲示活動等を行う場合は、あらかじめ所定用紙に記入の上、校長の許可を得なければならない。

第20条 校内では、遊戯類をしてはいけない。

第21条 校内外において生徒は学生の本分をわきまえ、いかなる商取引も行ってはならない。

第22条 夜間外出は9時までとし、保護者の承諾なくしては外泊出来ない。また旅行、登山、海水浴に行く場合には、保護者を通じて学級担任に届出、校長の許可を得なければならない。

第23条 アルバイトをしなければならないときは、保護者を通じて学級担任に届出、校長の許可を得なければならない。（原則は長期の休業中）

第24条 生徒が学校以外の個人又は団体の指令によって学校内で活動しようとするときは、生徒部を通して校長の許可を受けなければならない。

第25条 生徒が学校以外の諸団体に加入しようとする時は、学級担任を通して校長に願い出なければならない。校長は教育上必要と認めた時は、このことに関して指示を与えることができる。

第26条 生徒は交通道德を重んじ、道路交通法に従い、特に違反や事故のないようにつとめなければならない。

(1) 自動車・バイク等の運転免許取得については認めない。但し、最終学年において取得できるよう配慮する。

第27条 生徒は特定の場所（喫茶店、遊戯場、社交場等）の出入に関しては、学校が与える指示に従わなければならない。

第28条 生徒は本手帳を常時携帯し、求めに応じて提示しなければならない。

第6章 生徒会

第29条 生徒会は本校の全生徒をもって組織するものであるから、生徒はその個人の意志によって生徒会への入会を拒むことはできない。

第30条 生徒は所定の手続を得て、生徒会の規約を自主的に制定し、改善することができる。

第7章 学校委員

第31条 各学級において学年ごとに次の委員を選出し任命する。

- | | |
|----------------|-----|
| 1. 学級正副委員長 | 各1名 |
| 2. 保健委員 | 1名 |
| 3. 環境整備係 | 1名 |
| 4. 図書委員 | 1名 |
| 5. 視聴覚委員（2・3年） | 1名 |

第32条 各委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 学級委員長は特に他生徒の模範となり、学級の向上に努めなければならない。
- (2) 学級副委員長は学級委員長を補佐し、学級の向上に努めなければならない。
- (3) 保健委員及び環境整備係は保健部の指示に従い、保健・美化活動を充実する。
- (4) 図書委員は教務部の指示に従い、図書活動を充実する。
- (5) 視聴覚委員は、教務部の指示に従い、視聴覚活動を充実する。
- (6) 消火係は総務部の指示に従い、防災施設活動を充実する。

第33条 生徒は校舎内外の清掃に当らなければならない。

生徒会規約

第1章 名称

第1条 本会は山形県立米沢工業高等学校生徒会と称する。

第2章 目的

第2条 本会は、学校生活を楽しく規律正しいものとし、自主的によりよい校風を作るとともに、自治活動に積極的に参加し、社会人としての資質の向上を図ることを目的とする。

第3章 会員

第3条 本会は、本校全日制課程の全生徒をもって構成する。

第4条 本会会員は、選挙権、被選挙権及び表決権を有する。

第5条 本会会員は、規定された会費を納入しなければならない。

第4章 HR

第6条 HRは生徒会の基盤であり、その意見は生徒会活動の全般に反映されなければならない。

第5章 機関

第7条 本会に次の機関をおく。

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 生徒総会 | (2) 評議委員会 |
| (3) 執行委員会 | (4) 規約検討委員会 |
| (5) 選挙管理委員会 | (6) 行事实行委員会 |
| (7) 総務委員会 | (8) 生活委員会 |
| (9) 部活動委員会 | (10) 応援委員会 |
| (11) 広報委員会 | |

第6章 役員

第8条 本会に次の役員をおき、役員は校長の認証を受ける。

生徒会会長	1名	生徒会副会長	2名
常任議長	1名	常任副議長	1名
常任書記	2名	各委員会委員長	8名
各委員会副委員長	9名		

(各委員会とは、規約検討、選挙管理、総務、生活、部活動、応援、広報をさす。)

第9条 役員の選出は次の通りとする。原則として兼任を認めない。

- (1) 生徒会会長、生徒会副会長の1名、総務、生活、部活動、応援、広報の各委員長及び常任議長は選挙管理規定に基づいて公選する。
- (2) 生徒会副会長の1名は会長が指名し、常任副議長および常任書記は議長が指名し、評議委員会の承認を得る。
- (3) 規約検討委員長及び選挙管理委員長は、それぞれの委員の中で互選により選出する。
- (4) 各委員会副委員長は、部活動委員会について2名、その他の委員会については1名ずつ、それぞれの委員の中で互選により選出する。

第10条 役員の任期は、1月1日から12月末日までとする。役員に欠員の生じたときは、第9条によりこれを補充する。

第11条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその任務を代行する。
- (2) 常任議長は総会及び評議委員会における議長の任務を遂行する。常任副議長は議長を補佐し、議長不在のときはその任務を代行する。
- (3) 常任書記は総会、評議委員会における議事を記録し、会議の承認を得て議事録を作成し、保管する。

- (4) 各委員会委員長は委員会を統轄する。副委員長は委員長を補佐し、委員長不在のときはその任務を代行する。

第12条 役員の解任は次の通りとする。

役員は全会員の5分の1以上の署名申請書による解任要求が提出され、かつ全会員の信任投票によって過半数を超える不信任があった場合解任される。

第7章 総会

第13条 総会は本会の最高決議機関であり、全会員をもって構成される。

第14条 定例総会は年2回とする。

第15条 会長は次の場合に臨時総会を開催することができる。

- (1) 評議委員会が要求した場合
- (2) 全会員の5分の1以上の要求があった場合
- (3) 会長が必要と認めた場合

第16条 総会において審議すべき事項は次の通りである。

- (1) 生徒会規約の変更に関する事項
- (2) 評議委員会の提案した事項
- (3) 予算、決算及び運営方針に関する事項
- (4) 全会員の5分の1以上が提案した事項
- (5) 会長が提案した事項

第8章 評議委員会

第17条 評議委員会は、総会に次ぐ決議機関であり、各HRより選出する2名の評議委員をもって構成される。

第18条 評議委員会の任務は、役員の承認並びに第7条の各機関及び各HRから提案された議案を審議する。

第19条 議長は、次の場合に評議委員を招集することができる。

- (1) 執行委員会の要請があった場合
- (2) 評議委員の3分の1以上の要請があった場合
- (3) 規約検討・選挙管理委員会の要請があった場合

第9章 執行委員会

第20条 執行委員会は、会長、副会長、各委員長、副委員長（総務、広報の各部長）をもって構成し、執行委員長は会長がその任にあたる。

第21条 執行委員会は、会長が主宰し、随時招集する。

第22条 執行委員会の任務は次の通りとする。

- (1) 総会並びに評議委員会へ提出する議案の作成
- (2) 予算、決算について評議委員会並びに総会に報告し、承認を受ける。
- (3) 生徒会に関する一切の会計、物品の管理及び活動状況を監査する。
- (4) 監査の結果は、これを総会に報告し、承認を得る。
- (5) 生徒会各機関、各部活動、各委員会より監査の申請があるときは、これを受理し、善処する。
- (6) 議決機関より与えられた事項の執行
- (7) その他緊急事項の処理

第10章 規約検討委員会

第23条 規約検討委員会は、2・3年の各HRより1名ずつ選出された委員で構成し、委員長、副委員長は第9条に基づいて選出する。

第24条 規約検討委員会は委員長が主宰し、随時招集する。

- 第25条
- (1) 規約検討委員会は、執行委員会と連携のもとに生徒会規約及び規程、細則の細部にわたり検討し、改正の必要のあるときは改正原案を作成する。
 - (2) 改正原案は、第49条及び50条に沿って審議される。

第11章 選挙管理委員会

第26条 選挙管理委員会は、2・3年の各HRより1名ずつ選出された委員で構成し、委員長、副委員長は第9条に基づいて選出する。

第27条 選挙管理委員会は委員長が主宰し、必要に応じて招集する。

第28条 選挙管理に関する一切の事項は、選挙管理規程に定める。

第12章 行事实行委員会

第29条 行事实行委員会は、各行事につき各HRより1名ないし2名ずつ選出された委員で構成し、各実行委員長・副実行委員長は、実行委員の互選により選出する。

第30条 行事实行委員会は各実行委員長が主宰し、必要に応じて招集する。

第13章 総務、生活、部活動、応援、広報委員会

第31条 総務、生活、部活動、応援、広報委員会については、それぞれの委員会規程に定める。

第14章 会議

第32条 全ての会議は、構成員の3分の2以上の出席を得て成立する。

第33条 総会、評議委員会その他の会議に関しては、別に議事運営規程を設ける。

第34条 招集者は議題、日時、場所、所要時間を予告する。

第35条 表決は出席者の過半数をもって行い、賛否同数の場合は議長の判断による。

第15章 会計

第36条 本会の経費は、生徒会会費、その他をもってあてる。

第37条 生徒会会費については、会計細則に定める。

ただし、必要に応じて、臨時会費を評議委員会の承認を得て、徴収することができる。

第38条 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

第39条 会計に関する細則は、別に定める。

第16章 表彰

第40条 本会の諸活動において優秀と認められた場合、生徒会はこれを表彰することができる。

第17章 慶弔

第41条 慶弔については次の通りとする。

- (1) 会員、職員死亡の場合
- (2) 会員の父母死亡の場合
- (3) 不慮の災害の場合
- (4) 職員の転退任の場合、慶弔費は、年度当初に執行委員が評議委員会に提案し、承認を得る。

第18章 顧問

第42条 本会の顧問は、本校の教職員があたる。

第19章 生徒会規約及び規程、細則の改正

- 第43条 (1) 生徒会規約の改正にあたっては、規約検討委員会より提案された改正原案を、評議委員会の承認を得て、総会で審議する。
- (2) 規程、細則の改正にあっても、改正原案を評議委員会に提案し、審議する。

第44条 改正原案の表決にあたっては、第38条に基づいて行う。

第20章 校長の保留権

第45条 本会のすべての決議事項は、校長の承認を得て発効する。

附則

本規約は、昭和55年5月1日より施行する。

令和元年12月17日に一部改正し、施行する。